

【表紙】	
【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年5月9日
【計算期間】	第2期中（自 平成25年8月13日 至 平成26年2月12日）
【ファンド名】	UBSグローバル好利回りCBファンド2012-08（円ヘッジ）（限定追加型）
【発行者名】	ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 三木 桂一
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目5番1号 大手町ファースト スクエア
【事務連絡者氏名】	佐井 経堂
【連絡場所】	本店の所在の場所に同じ
【電話番号】	03-5293-3667
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

1 【ファンドの運用状況】

(1) 【投資状況】

(2014年3月31日現在)

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
新株予約権付社債券等	アメリカ	531,993,033	11.35
	ケイマン	315,695,102	6.73
	インド	288,904,847	6.16
	イギリス	206,745,696	4.41
	オーストラリア	192,203,284	4.10
	バミューダ	172,182,072	3.67
	香港	163,558,131	3.48
	ロシア	162,150,460	3.45
	オーストリア	157,394,397	3.35
	シンガポール	147,996,371	3.15
	台湾	140,197,624	2.99
	ドイツ	119,325,960	2.54
	フィンランド	103,900,275	2.21
	スイス	93,701,752	1.99
	ルクセンブルク	92,979,986	1.98
	中国	88,129,387	1.88
	フランス	80,441,901	1.71
	オランダ	80,268,876	1.71
	ベルギー	78,572,830	1.67
	マーシャル諸島	76,387,224	1.62
	スウェーデン	72,639,536	1.54
	ノルウェー	63,423,787	1.35
	韓国	59,490,000	1.26
	小 計	3,488,282,531	74.42
国債証券	アメリカ	895,660,322	19.11
現金・預金・その他の資産 （負債控除後）	—	302,835,773	6.46
合計（純資産総額）	—	4,686,778,626	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

2014年3月31日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額 (円) (分配落)	1口当たり 純資産額 (円) (分配付)
第1期計算期間末 (2013年8月12日)	6,703	6,703	1.0972	1.0972
2013年3月末日	11,347	—	1.0767	—
2013年4月末日	10,315	—	1.0862	—
2013年5月末日	9,426	—	1.1048	—
2013年6月末日	7,886	—	1.0920	—
2013年7月末日	6,943	—	1.0981	—
2013年8月末日	6,282	—	1.0996	—
2013年9月末日	5,939	—	1.1110	—
2013年10月末日	5,588	—	1.1229	—
2013年11月末日	5,347	—	1.1313	—
2013年12月末日	5,046	—	1.1363	—
2014年1月末日	4,962	—	1.1410	—
2014年2月末日	4,837	—	1.1458	—
2014年3月31日	4,686	—	1.1447	—

② 【分配の推移】

期間	1口当たりの分配金 (円)
第1期計算期間	0.0000

③ 【収益率の推移】

期間	収益率 (%)
第1期計算期間	9.7
第2期計算期間 (中間期)	4.1

2 【設定及び解約の実績】

期間	設定口数	解約口数
第1期計算期間	14,170,721,791	8,060,920,953
第2期計算期間 (中間期)	—	1,790,990,150

(注) 第1期計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

(注) 本邦外における設定及び解約の実績はありません。

3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）ならびに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間(平成25年8月13日から平成26年2月12日まで)の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

U B S グローバル好利回りCBファンド2012-08(円ヘッジ)（限定追加型）

(1)【中間貸借対照表】

(単位：円)

	前計算期間末 平成25年 8月12日現在	当中間計算期間末 平成26年 2月12日現在
資産の部		
流動資産		
預金	119,121,548	40,180,801
コール・ローン	208,443,922	212,138,237
国債証券	—	542,068,833
社債券	6,207,819,149	4,000,180,070
派生商品評価勘定	226,336,373	71,474,285
未収入金	18,816,510	88,631,344
未収利息	50,705,383	26,058,475
前払費用	929,960	147,806
その他未収収益	—	6,190,750
流動資産合計	6,832,172,845	4,987,070,601
資産合計	6,832,172,845	4,987,070,601
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	255,947	2,897,351
未払金	9,836,450	137,969
未払解約金	60,190,218	16,355,183
未払受託者報酬	2,598,092	1,473,881
未払委託者報酬	54,559,862	30,951,492
その他未払費用	1,329,964	454,870
流動負債合計	128,770,533	52,270,746
負債合計	128,770,533	52,270,746
純資産の部		
元本等		
元本	6,109,800,838	4,318,810,688
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	593,601,474	615,989,167
元本等合計	6,703,402,312	4,934,799,855
純資産合計	6,703,402,312	4,934,799,855
負債純資産合計	6,832,172,845	4,987,070,601

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前中間計算期間 自 平成24年 8月13日 至 平成25年 2月12日	当中間計算期間 自 平成25年 8月13日 至 平成26年 2月12日
営業収益		
受取利息	278,467,080	88,700,250
有価証券売買等損益	891,156,365	163,421,696
派生商品取引等損益	△2,632,351	△1,335,373
為替差損益	△136,986,250	△12,776,369
その他収益	—	10,801,900
営業収益合計	1,030,004,844	248,812,104
営業費用		
受託者報酬	3,783,502	1,473,881
委託者報酬	79,453,564	30,951,492
その他費用	2,945,775	1,301,173
営業費用合計	86,182,841	33,726,546
営業利益又は営業損失（△）	943,822,003	215,085,558
経常利益又は経常損失（△）	943,822,003	215,085,558
中間純利益又は中間純損失（△）	943,822,003	215,085,558
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	33,435,368	28,371,328
期首剰余金又は期首欠損金（△）	—	593,601,474
剰余金増加額又は欠損金減少額	11,331	—
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	11,331	—
剰余金減少額又は欠損金増加額	233,648	164,326,537
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	164,326,537
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	233,648	—
中間剰余金又は中間欠損金（△）	910,164,318	615,989,167

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.有価証券の評価基準及び評価方法

国債証券、社債券

個別法に基づき、原則として時価で評価しております。

時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(但し、売気配相場は使用しない)、または価格情報会社の提供する価額に基づいて評価しております。

2.デリバティブ等の評価基準及び評価方法

(1)為替予約取引

個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における中間計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。

(2)直物が替先渡取引

個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価格等から合理的に算定された価額を算出して評価しております。

3.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における中間計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。

4.収益および費用の計上基準

有価証券売買等損益、派生商品取引等損益及び為替差損益の計上基準

約定日基準で計上しております。

5.その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1)外貨建取引等の処理基準

外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定および外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(2)金融商品の時価に関する補足情報

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(3)剰余金又は欠損金

中間貸借対照表における剰余金又は欠損金について、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第3条の2に基づき、当中間計算期間末の中間剰余金又は中間欠損金の比較情報として、前計算期間末の剰余金又は欠損金を開示しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

前計算期間末 平成25年 8月12日現在	当中間計算期間末 平成26年 2月12日現在
1.計算期間末における受益権の総数 6,109,800,838口	1.中間計算期間末における受益権の総数 4,318,810,688口
2.計算期間末における1口当たり純資産額 1.0972円 (1万口当たり純資産額)(10,972円)	2.中間計算期間末における1口当たり純資産額 1.1426円 (1万口当たり純資産額)(11,426円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

前中間計算期間 自 平成24年 8月13日 至 平成25年 2月12日	当中間計算期間 自 平成25年 8月13日 至 平成26年 2月12日
---	---

信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 報酬対象期間の日々におけるファンドの受益証券の純資産総額に年率0.225%以内を乗じて日割り計算し、当該報酬対象期間に応じて合計した金額	信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 同左
--	--

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

前計算期間末 平成25年 8月12日現在	当中間計算期間末 平成26年 2月12日現在
1.貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額 金融商品は原則として全て時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1.中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額 金融商品は原則として全て時価評価されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項 (1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 (2)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「1.有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (3)デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。	2.金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項 (1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2)有価証券 売買目的有価証券 同左 (3)デリバティブ取引 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 デリバティブ取引に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 同左

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

通貨関連

前計算期間末（平成25年 8月12日現在）

区分	種類	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
			うち1年超 (円)		
市場 取引 以外 の取 引	為替予約取引				
	買 建				
	米ドル	33,691,350	—	33,666,500	△24,850
	オーストラリア・ドル	17,628,340	—	17,614,000	△14,340
	売 建				
	米ドル	3,382,114,988	—	3,253,027,134	129,087,854
	ユーロ	1,888,564,454	—	1,827,704,200	60,860,254
	イギリス・ポンド	163,467,828	—	161,017,200	2,450,628
	スイス・フラン	100,887,055	—	99,047,000	1,840,055
	オーストラリア・ドル	339,376,842	—	328,516,260	10,860,582
	香港ドル	390,430,240	—	376,960,000	13,470,240
	シンガポール・ドル	189,244,560	—	183,504,000	5,740,560
	南アフリカ・ランド	108,836,200	—	106,810,000	2,026,200
	小計	6,614,241,857	—	6,387,866,294	226,297,183
	直物為替先渡取引				
	売 建				
	中国元	93,205,012	—	93,421,769	△216,757
	小計	93,205,012	—	93,421,769	△216,757
	合計	6,707,446,869	—	6,481,288,063	226,080,426

当中間計算期間末（平成26年 2月12日現在）

区分	種類	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
			うち1年超 (円)		
市場 取引 以外 の取 引	為替予約取引				
	売 建				
	米ドル	2,995,274,538	—	2,950,341,427	44,933,111
	ユーロ	954,362,660	—	938,152,650	16,210,010
	イギリス・ポンド	86,929,477	—	86,782,650	146,827
	スイス・フラン	111,361,152	—	109,497,600	1,863,552
	オーストラリア・ドル	186,594,744	—	184,298,100	2,296,644
	香港ドル	204,244,602	—	203,566,100	678,502
	シンガポール・ドル	155,445,507	—	152,730,900	2,714,607
	小計	4,694,212,680	—	4,625,369,427	68,843,253
	直物為替先渡取引				
	売 建				
	中国元	84,551,729	—	84,818,048	△266,319
	小計	84,551,729	—	84,818,048	△266,319
	合計	4,778,764,409	—	4,710,187,475	68,576,934

(注1)時価の算定方法

I. 為替予約の時価

1. 前計算期間末日および当中間計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。
 - ① 前計算期間末日および当中間計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます。）の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は当該為替予約は当該対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。
 - ② 前計算期間末日および当中間計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は以下の方法によっております。
 - イ) 前計算期間末日および当中間計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後2つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
 - ロ) 前計算期間末日および当中間計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。
2. 前計算期間末日および当中間計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、前計算期間末日および当中間計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。

II. 直物為替先渡取引の時価

1. 価格情報会社の提供する価格等から合理的に算定された価額を算出して評価しております。
2. 直物為替先渡取引の残高は、契約額ベースで表記しております。

(注2)デリバティブ取引にヘッジ会計は適用されていません。

(その他の注記)

項目	前計算期間 自 平成24年 8月13日 至 平成25年 8月12日	当中間計算期間 自 平成25年 8月13日 至 平成26年 2月12日
元本の推移		
期首元本額	11,871,708,252円	6,109,800,838円
期中追加設定元本額	2,299,013,539円	—円
期中一部解約元本額	8,060,920,953円	1,790,990,150円

4【委託会社等の概況】

(1)【資本金の額】

半期報告書提出日現在： 22億円
発行する株式の総数： 86,400株
発行済株式総数： 21,600株

(2)【事業の内容及び営業の状況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用及び投資一任契約に基づき委任された資産の運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業及び投資助言業を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は平成26年3月末日現在、以下のとおりです。（ただし、親投資信託は除きます。）

種類	ファンド数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	85	997,062
合計	85	997,062

(3)【その他】

半期報告書提出前6月以内において、訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼした事実および重要な影響を及ぼすことが予想される事実は生じておりません。

5【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、「金融商品取引法」第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

1. 財 務 諸 表

(1) 【貸借対照表】

期 別		第17期 〈平成24年3月31日〉		第18期 〈平成25年3月31日〉	
科 目	注記 番号	内 訳	金 額 (千円)	内 訳	金 額 (千円)
(資 産 の 部)					
流 動 資 産					
現 金 ・ 預 金	*1		4,527,037		3,354,581
未 収 入 金	*1		236,315		458,392
未収委託者報酬			1,166,243		1,451,992
未収運用受託報酬	*1		412,520		557,253
その他未収収益	*1		755,597		773,957
繰 延 税 金 資 産			97,190		89,830
そ の 他			8,893		37,018
流 動 資 産 計			7,203,797		6,723,024
固 定 資 産					
投 資 そ の 他 の 資 産			533,670		437,610
繰延税金資産		488,670		417,610	
ゴルフ会員権		45,000		20,000	
固 定 資 産 計			533,670		437,610
資 産 合 計			7,737,467		7,160,634

期 別		第17期 （平成24年3月31日）		第18期 （平成25年3月31日）	
科 目	注記 番号	内 訳	金 額 （千円）	内 訳	金 額 （千円）
（ 負 債 の 部 ）					
流 動 負 債					
預 り 金			145,046		372,353
未 払 費 用	*1		1,350,117		1,675,669
未 払 消 費 税			21,288		34,551
未 払 法 人 税 等			337,901		489,884
賞 与 引 当 金			122,466		114,351
そ の 他			3,249		2,294
流動負債計			1,980,069		2,689,104
固 定 負 債					
退職給付引当金			291,417		226,251
固定負債計			291,417		226,251
負債合計			2,271,487		2,915,356
（ 純 資 産 の 部 ）					
株 主 資 本					
資 本 金			2,200,000		2,200,000
利 益 剰 余 金			3,265,979		2,045,278
利 益 準 備 金		550,000		550,000	
その他利益剰余金		2,715,979		1,495,278	
繰越利益剰余金		2,715,979		1,495,278	
純 資 産 合 計			5,465,979		4,245,278
負債・純資産合計			7,737,467		7,160,634

(2) 【損益計算書】

期 別		第17期 〔 自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日 〕		第18期 〔 自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日 〕	
		内 訳	金 額 (千円)	内 訳	金 額 (千円)
営 業 収 益					
委 託 者 報 酬		8,948,072		9,270,358	
運 用 受 託 報 酬	*1	1,523,631		1,586,058	
そ の 他 営 業 収 益	*1	2,079,932		2,139,484	
営 業 収 益 計			12,551,636		12,995,901
営 業 費 用					
支 払 手 数 料			4,481,341		4,688,873
広 告 宣 伝 費			143,998		108,267
調 査 費			76,822		88,373
営 業 雑 経 費			91,557		105,939
通 信 費		6,321		7,470	
印 刷 費		2,383		1,330	
協 会 費		19,197		13,240	
そ の 他	*1	63,653		83,898	
営 業 費 用 計			4,793,720		4,991,454
一 般 管 理 費					
給 料			2,769,198		2,673,693
役 員 報 酬		229,059		215,114	
給 料 ・ 手 当	*1	1,760,034		1,737,508	
賞 与		780,105		721,070	
交 際 費			49,888		87,508
旅 費 交 通 費			82,604		82,826
租 税 公 課			37,564		36,161
不 動 産 賃 借 料			259,656		348,848
退 職 給 付 費 用			265,690		152,133
事 務 委 託 費	*1		1,884,416		2,019,103
諸 経 費			75,972		66,771
一 般 管 理 費 計			5,424,992		5,467,047
営 業 利 益			2,332,923		2,537,400
営 業 外 収 益					
受 取 利 息		338		284	
為 替 差 益		24,163		-	
雑 収 入		1,187		82	
営 業 外 収 益 計			25,688		367
営 業 外 費 用					
為 替 差 損		-		19,768	
営 業 外 費 用 計			-		19,768
経 常 利 益			2,358,612		2,517,999
税 引 前 当 期 純 利 益			2,358,612		2,517,999
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税			958,720		960,280
法 人 税 等 調 整 額			128,640		78,420
当 期 純 利 益			1,271,252		1,479,299

(3) 【株主資本等変動計算書】

《単位:千円》

株 主 資 本		第17期 〔自 平成23年4月1日〕 〔至 平成24年3月31日〕	第18期 〔自 平成24年4月1日〕 〔至 平成25年3月31日〕
資 本 金	当 期 首 残 高	2,200,000	2,200,000
	当 期 変 動 額	－	－
	当 期 末 残 高	2,200,000	2,200,000
利 益 剰 余 金			
利 益 準 備 金	当 期 首 残 高	550,000	550,000
	当 期 変 動 額	－	－
	当 期 末 残 高	550,000	550,000
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金	当 期 首 残 高	1,444,727	2,715,979
	当 期 変 動 額	－	△ 2,700,000
	剰余金の配当 当期純利益	1,271,252	1,479,299
	当 期 末 残 高	2,715,979	1,495,278
利益剰余金合計	当 期 首 残 高	1,994,727	3,265,979
	当 期 変 動 額	1,271,252	△ 1,220,700
	当 期 末 残 高	3,265,979	2,045,278
株 主 資 本 合 計	当 期 首 残 高	4,194,727	5,465,979
	当 期 変 動 額	1,271,252	△ 1,220,700
	当 期 末 残 高	5,465,979	4,245,278
純 資 産 合 計	当 期 首 残 高	4,194,727	5,465,979
	当 期 変 動 額	1,271,252	△ 1,220,700
	当 期 末 残 高	5,465,979	4,245,278

〔注 記 事 項〕

（重要な会計方針）

1. 引当金の計上基準

(1) 退職給付引当金

退職給付引当金は役員及び従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込み額に基づき、必要額を計上しております。また過去勤務債務及び数理計算上の差異は、発生年度に全額損益処理しております。

退職給付引当金のうち、役員分は次のとおりであります。

第17期 (平成24年3月31日)	第18期 (平成25年3月31日)
7,876千円	6,006千円

(2) 賞与引当金

役員及び従業員の賞与支払に備えるため、支給見込額を計上しております。

2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

（貸借対照表関係）

*1 関係会社に対する資産及び負債

各科目に含まれる関係会社に対する資産及び負債の内容は、次の通りであります。

（単位：千円）

	第17期 (平成24年3月31日)	第18期 (平成25年3月31日)
現金・預金	2,685,819	286,996
未収入金	1,383	-
未収運用受託報酬	4,044	11,206
その他未収収益	305,772	239,146
未払費用	111,449	88,662

（損益計算書関係）

*1 関係会社との取引

各科目に含まれる関係会社に対する取引額は、次の通りであります。

その他営業収益には、海外ファンドの販売資料及び運用報告書等の作成や翻訳など運用業務以外に関するサービスの提供に伴う報酬を計上しております。

（単位：千円）

	第17期 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)	第18期 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)
運用受託報酬	3,626	12,315
その他営業収益	530,376	312,524
事務委託費	150,692	241,352
給料・手当	42,399	6,984
営業雑経費 その他	40,527	67,498

（株主資本等変動計算書関係）

第17期 （自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	21,600	-	-	21,600

2. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

該当事項はありません。

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

次のとおり、決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
第17期定時 株主総会	普通株式	利益剰余金	2,700,000	125,000	平成24年3月31日	第17期定時 株主総会の翌日

第18期 （自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	21,600	-	-	21,600

2. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年6月28日 定時株主総会	普通株式	2,700,000	125,000	平成24年3月31日	平成24年6月29日

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

次のとおり、決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
第18期定時 株主総会	普通株式	利益剰余金	1,494,720	69,200	平成25年3月31日	第18期定時 株主総会の翌日

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

現在、金融機関及びその他からの借入はありません。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

未収委託者報酬は、既にファンドの純資産額に未払委託者報酬として織り込まれ、受託者によって分別保管された投資信託財産が裏付けとなっていることから、信用リスクはほとんどないものと考えています。

未収運用受託報酬につきましても、未収委託者報酬と同様に、年金信託勘定との投資一任契約により分別管理されている信託財産が裏付けとなっていることから、信用リスクはほとんどないものと考えています。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

第17期（平成24年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	4,527,037	4,527,037	-
未収委託者報酬	1,166,243	1,166,243	-
未収運用受託報酬	412,520	412,520	-
その他未収収益	755,597	755,597	-
資産計	6,861,398	6,861,398	-
未払費用	1,350,117	1,350,117	-
未払法人税等	337,901	337,901	-
負債計	1,688,018	1,688,018	-

第18期（平成25年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	3,354,581	3,354,581	-
未収委託者報酬	1,451,992	1,451,992	-
未収運用受託報酬	557,253	557,253	-
その他未収収益	773,957	773,957	-
資産計	6,137,783	6,137,783	-
未払費用	1,675,669	1,675,669	-
未払法人税等	489,884	489,884	-
負債計	2,165,553	2,165,553	-

（注）1. 金融商品の時価の算定方法

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、すべて帳簿価額により表示しております。

（注）2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

第17期（平成24年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超

現金・預金	4,527,037	-
未収委託者報酬	1,166,243	-
未収運用受託報酬	412,520	-
その他未収収益	755,597	-
合計	6,861,398	-

第18期（平成25年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超
現金・預金	3,354,581	-
未収委託者報酬	1,451,992	-
未収運用受託報酬	557,253	-
その他未収収益	773,957	-
合計	6,137,783	-

（退職給付関係）

1. 採用している制度の概要

当社は規約型確定給付企業年金制度並びに確定拠出年金制度を採用しております。

当社の確定給付企業年金契約は、当社、ユービーエス証券株式会社及びユービーエス銀行東京支店との共同結合契約であり、年金資産の計算は退職給付債務の比率によっております。

2. 退職給付債務に関する事項

（単位：千円）

	第17期 （平成24年3月31日）	第18期 （平成25年3月31日）
(1) 退職給付債務	804,804	811,962
(2) 年金資産	513,386	585,711
(3) 退職給付引当金	291,417	226,251

3. 退職給付費用に関する事項

（単位：千円）

	第17期 （自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日）	第18期 （自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日）
(1) 勤務費用	135,018	143,801
(2) 利息費用	9,685	7,914
(3) 期待運用収益	△3,112	△2,977
(4) 数理計算上の差異の費用処理額	75,513	△29,824
(5) 過去勤務債務	-	-
小計	217,104	118,914
(6) 確定拠出年金拠出額	5,741	9,606
(7) 特別退職金	42,845	23,613
合計	265,690	152,133

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

(1) 退職給付見込額の期間配分方法 支給倍率基準

(2) 割引率

第17期 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)	第18期 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)
1.00%	0.395%

(3) 期待運用収益率

第17期 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)	第18期 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)
0.58%	0.58%

(4) 過去勤務債務の処理年数 発生時一括処理

(5) 数理計算上の差異の処理年数 発生時一括処理

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳

(単位：千円)

	第17期 (平成24年3月31日)	第18期 (平成25年3月31日)
繰 延 税 金 資 産		
未 払 費 用	25,940	5,970
未払事務所税	3,120	2,750
減価償却超過額	18,230	18,760
未払事業税	26,240	41,120
株式報酬費用	217,050	196,020
退職給付引当金	251,610	201,060
賞与引当金	41,890	39,980
その他	1,780	1,780
評価性引当額	-	-
合計	585,860	507,440

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳

	第17期 (平成24年3月31日)	第18期 (平成25年3月31日)
法定実効税率 (調整)	40.65%	38.01%
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.44%	3.13%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	2.21%	-
その他	△0.20%	0.11%
税効果会計適用後の法人税率等の負担率	46.10%	41.25%

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

当社の製品・サービス区分は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域に関する情報

売上高

第17期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

日本	米国	その他	合計
1,305,482千円	1,381,070千円	917,011千円	3,603,563千円

委託者報酬 8,948,072千円については、制度上顧客情報を知りえないため、含まれておりません。

第18期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

日本	米国	その他	合計
1,223,314千円	1,752,779千円	749,450千円	3,725,543千円

委託者報酬 9,270,358千円については、制度上顧客情報を知りえないため、含まれておりません。

(注) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

(3) 主要な顧客に関する情報

第17期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

相手先	売上高	関連するセグメント名
UBSグループ（*1）	2,298,081千円	投資運用

第18期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

相手先	売上高	関連するセグメント名
UBSグループ（*1）	2,502,229千円	投資運用

(注) 委託者報酬については、制度上顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

(*1) UBSは、法人・機関投資家および個人のお客様向けに、世界の主要な金融センターを含む50カ国以上にて金融サービスを提供する、世界有数の金融機関です。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

第17期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

(1) 親会社

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有（被所有割合）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	ユービーエス・エイジー（ロンドン証券取引所上場）	スイス・チューリッヒ	3,600,000,000円	銀行、証券業務	議決権の所有（被所有）100%	金銭の預入れ、資産運用業務及びそれに関する事務委託等、人件費	金銭の預入れ 増加 減少 運用委託報酬 その他営業収益 事務委託費 給料・手当 営業経費用-その他	4,896,377 2,991,640 3,626 530,376 150,692 42,399 40,327	現金・預金 未収入金 未収運用委託報酬 その他未収収益 未払費用	2,683,819 1,383 4,044 303,772 111,449

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 人件費は、出向者に対する実際支払額を基として決定しております。
2. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住 所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社の子会社等	ユービーエス証券会社	東京都千代田区大手町	600億円	証券業	なし	資産運用業務 人件費の立替 人件費、社会保険料などの立替	運用受託報酬 人件費(受取) 事務委託費 不動産関係費	10,573 42,839 281,133 235,256	未収運用受託報酬 未収入金 未払費用	4,480 234,931 231,336
	UBS Securities LLC	米国・ウィルミントン	22,205百万米国ドル	サービス業	なし	人件費の立替	給料・手当	53	-	-
	UBS Realty Investors LLC	米国・ボストン	93百万米国ドル	資産運用業	なし	人件費の立替	給料・手当	5,713	-	-
	UBS Fund Management (Switzerland) AG	スイス・バーゼル	1百万スイスフラン	資産運用業	なし	資産運用業務	運用受託報酬	10,920	未収運用受託報酬	502
	UBS Global Asset Management (Australia) Ltd	オーストラリア・シドニー	40百万オーストラリアドル	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 事務委託費	182,048 392,957	その他未収収益 未払費用	40,403 108,002
	UBS Global Asset Management (Singapore) Holdings Pte Ltd	シンガポール	4百万シンガポールドル	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 事務委託費	16,809 56,851	その他未収収益 未払費用	4,424 23,047
	UBS Global Asset Management (UK) Ltd	英国・ロンドン	125百万英国ポンド	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	運用受託報酬 その他営業収益 事務委託費	72,139 78,795 266,409	未収運用受託報酬 その他未収収益 未払費用	30,761 13,831 106,036
	UBS Global AM Holdings Ltd	英国・ロンドン	1514百万英国ポンド	資産運用業	なし	人件費の立替	人件費(受取)	20,263	-	-
	UBS Global Asset Management (Americas) Inc.	米国・ウィルミントン	1米国ドル	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等 人件費の立替	運用受託報酬 その他営業収益 事務委託費 給料・手当	8,634 339,396 221,183 75	未収運用受託報酬 その他未収収益 未払費用	6,845 103,751 43,004
	UBS Alternative and Quantitative Investments LLC	米国・ウィルミントン	10百万米国ドル	資産運用業	なし	兼業業務	その他営業収益	839,715	その他未収収益	164,926
	UBS D'Garnier LLC	米国・デラウェア	1百万米国ドル	資産運用業	なし	兼業業務	その他営業収益	277,150	その他未収収益	67,827
	UBS Fund Management (Luxembourg) S.A.	ルクセンブルグ	10百万ユーロ	資産運用業	なし	資産運用業務	運用受託報酬	38,577	未収運用受託報酬	1,295
	UBS / Gendale Investment Management Limited	モーリシャス共和国	2百万米国ドル	資産運用業	なし	兼業業務	その他営業収益	12,546	その他未収収益	12,546
	UBS Global Asset Management (Hong Kong) Limited	香港	25百万香港ドル	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 事務委託費	3,292 36,311	その他未収収益 未払費用	4,295 9,708

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 事務所賃借料は、外部貸主への実際支払額を基に面積比で決定しております。

人件費は、出向者に対する実際支払額を基として決定しております。

2. 立替費用は、第三者に支払われた実際支払額を基として決定しております。

3. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

第18期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

(1) 親会社

属性	会社等の名称	住 所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	ユービーエス・エイジー(ロンドン証券取引所他上場)	スイス・チューリッヒ	3.8億スイスフラン	銀行、証券業務	(被所有)100%	金銭の預入れ、資産運用業務及び、それに関する事務委託等、人件費	金銭の預入れ 増加 減少 運用受託報酬 その他営業収益 給料・手当 営業経費用-その他事務委託費	2,920,067 4,918,839 12,315 312,324 6,964 674,983 241,332	現金・預金 未収運用受託報酬 その他未収収益 未払費用	268,986 11,206 239,146 88,682

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 人件費は、出向者に対する実際支払額を基として決定しております。
2. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住 所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有者)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社の子会社等	ユービーエス証券株式会社	東京都千代田区大手町	744億円	証券業	なし	資産運用業務 人件費の立替 人件費、社会保険料などの立替	運用受託報酬 人件費(受取) 事務委託費 不動産賃借料	389 49,681 325,214 323,304	未収入金 未払費用	457,765 271,915
	UBS Fund Management (Switzerland) AG	スイス・バーゼル	1百万スイスフラン	資産運用業	なし	資産運用業務	運用受託報酬	4,787	未収運用受託報酬	60
	UBS Global Asset Management (Australia) Ltd	オーストラリア・シドニー	19.9百万オーストラリアドル	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 事務委託費	163,076 373,634	その他未収収益 未払費用	9,007 120,065
	UBS Global Asset Management (Singapore) Holdings Pte Ltd	シンガポール	4百万シンガポールドル	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 事務委託費	19,360 163,296	その他未収収益 未払費用	10,892 96,629
	UBS Global Asset Management (UK) Ltd	英国・ロンドン	126百万英国ポンド	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	運用受託報酬 その他営業収益 事務委託費	34,136 149,327 208,165	未収運用受託報酬 その他未収収益 未払費用	10,873 71,920 155,796
	UBS Global Asset Management Holding Ltd	英国・ロンドン	151.4百万英国ポンド	資産運用業	なし	人件費の立替	人件費(受取)	627	未収入金	627
	UBS Global Asset Management (America) Inc.	米国・ウィルミントン	1米国ドル	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等 人件費の立替	運用受託報酬 その他営業収益 事務委託費 給料・手当	31,580 409,865 233,370 36	未収運用受託報酬 その他未収収益 未払費用	9,823 144,350 103,390
	UBS Alternative and Quantitative Investments LLC	米国・ウィルミントン	10万米国ドル	資産運用業	なし	兼業業務	その他営業収益	666,665	その他未収収益	169,352
	UBS D'Gannar LLC	米国・デラウェア	1百万米国ドル	資産運用業	なし	資産運用業務及び兼業業務	運用受託報酬 その他営業収益	141,199 379,019	未収運用受託報酬 その他未収収益	78,666 93,403
	UBS D'Gannar Investors LLC	米国・デラウェア	25万米国ドル	資産運用業	なし	資産運用業務	運用受託報酬	26,318	未収運用受託報酬	26,318
	UBS Fund Management (Luxembourg) S.A.	ルクセンブルグ	10百万ユーロ	資産運用業	なし	資産運用業務	運用受託報酬	28,874	-	-
	UBS / Gamdale Investment Management Limited	モーリシャス共和国	2万米国ドル	資産運用業	なし	兼業業務	その他営業収益	8,443	その他未収収益	1,765
	UBS Global Asset Management (HongKong) Limited	香港	25百万香港ドル	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 事務委託費	39,181 30,237	その他未収収益 未払費用	14,087 29,346

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 事務所賃借料は、外部貸主への実際支払額を基に面積比で決定しております。
人件費は、出向者に対する実際支払額を基として決定しております。
2. 立替費用は、第三者に支払われた実際支払額を基として決定しております。
3. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(1株当たり情報)

	第17期 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)	第18期 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)
1株当たり純資産額	253,054円61銭	196,540円68銭
1株当たり当期純利益	58,854円27銭	68,486円06銭

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第17期 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)	第18期 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)
当期純利益（千円）	1,271,252	1,479,299
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
普通株式に係る当期純利益（千円）	1,271,252	1,479,299
普通株式の期中平均株式数（株）	21,600	21,600

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

1. 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
また中間財務諸表の記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 当社は、「金融商品取引法」第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間（平成25年4月 1日から平成25年9月30日まで）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

(1) 中間貸借対照表

期 別		第19期 中間会計期間末 (平成25年9月30日)	
科目	注記 番号	内 訳	金 額 (千円)
(資 産 の 部)			
流 動 資 産			
現 金 ・ 預 金			3,639,870
未 収 入 金			21,528
未 収 委 託 者 報 酬			880,903
未 収 運 用 受 託 報 酬			338,120
そ の 他 未 収 収 益			832,890
繰 延 税 金 資 産			212,900
そ の 他			54,293
流 動 資 産 計			5,980,507
固 定 資 産			
投 資 そ の 他 の 資 産			473,200
繰 延 税 金 資 産		453,200	
ゴ ル フ 会 員 権		20,000	
固 定 資 産 計			473,200
資 産 合 計			6,453,707

期 別		第19期 中間会計期間末 （平成25年9月30日）	
科目	注記 番号	内 訳	金 額 （千円）
（ 負 債 の 部 ）			
流 動 負 債			
預 り 金			33,442
未 払 金			16,226
未 払 費 用			1,240,564
未 払 消 費 税			46,604
未 払 法 人 税 等			791,331
賞 与 引 当 金			342,309
そ の 他			1,360
流 動 負 債 計			2,471,839
固 定 負 債			
退 職 給 付 引 当 金			223,421
固 定 負 債 計			223,421
負 債 合 計			2,695,260
（ 純 資 産 の 部 ）			
株 主 資 本			
資 本 金			2,200,000
利 益 剰 余 金			1,558,447
利 益 準 備 金		550,000	
そ の 他 利 益 剰 余 金		1,008,447	
繰 越 利 益 剰 余 金		1,008,447	
純 資 産 合 計			3,758,447
負 債 ・ 純 資 産 合 計			6,453,707

(2) 中間損益計算書

期 別		第19期 中間会計期間 〔自 平成25年4月 1日〕 〔至 平成25年9月30日〕	
科 目	注記 番号	内 訳	金 額 (千円)
営業収益			
委託者報酬			4,874,160
運用受託報酬			664,848
その他営業収益			1,231,514
営業収益計			6,770,523
営業費用			
支払手数料			2,368,482
広告宣伝費			35,367
調査費			44,274
営業雑経費			85,588
通信費		4,885	
印刷費		942	
協会費		9,280	
その他		70,479	
営業費用計			2,533,712
一般管理費			
給料			1,230,476
役員報酬		38,565	
給料・手当		827,921	
賞与		363,990	
交際費			36,587
旅費交通費			39,003
租税公課			22,287
不動産賃借料			118,729
退職給付費用			81,467
事務委託費			1,060,412
諸経費			34,364
一般管理費計			2,623,327
営業利益			1,613,482
営業外収益			
受取利息			201
為替差益			6,371
雑収入			1,922
営業外収益計			8,494
経常利益			1,621,977
税引前中間純利益			1,621,977
法人税、住民税及び事業税			772,748
法人税等調整額			△ 158,660
中間純利益			1,007,888

(3) 中間株主資本等変動計算書

（単位：千円）

株 主 資 本		第19期 中間会計期間 〔自 平成25年 4月 1日〕 〔至 平成25年 9月30日〕
資 本 金	当 期 首 残 高	2,200,000
	当中間期変動額	—
	当中間期末残高	2,200,000
利 益 剰 余 金		
利 益 準 備 金	当 期 首 残 高	550,000
	当中間期変動額	—
	当中間期末残高	550,000
そ の 他 利 益 剰 余 金		
繰越利益剰余金	当 期 首 残 高	1,495,278
	当中間期変動額	剰余金の配当 当中間純利益 △ 1,494,720 1,007,888
	当中間期末残高	1,008,447
利 益 剰 余 金 合 計	当 期 首 残 高	2,045,278
	当中間期変動額	△ 486,831
	当中間期末残高	1,558,447
株 主 資 本 合 計	当 期 首 残 高	4,245,278
	当中間期変動額	△ 486,831
	当中間期末残高	3,758,447
純 資 産 合 計	当 期 首 残 高	4,245,278
	当中間期変動額	△ 486,831
	当中間期末残高	3,758,447

注 記 事 項

(重要な会計方針)

1. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

役員及び従業員の賞与支払に備えるため、支給見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

また過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用収益処理方法は以下のとおりであります。過去勤務債務は、発生年度に全額費用処理しております。数理計算上の差異は、発生年度に全額損益処理しております。

2. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

また、仮払消費税と仮受消費税は相殺のうえ表示しております。

(中間株主資本等変動計算書関係)

第19期 中間会計期間 自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月30日						
1. 発行済株式に関する事項						
株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末		
普通株式(株)	21,600	-	-	21,600		
2. 配当に関する事項 配当金支払額						
決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
第18期 定時 株主総会	普通株式	利益剰余金	1,494,720	69,200	平成25年3月31日	第18期 定時 株主総会の翌日

（金融商品関係）

第19期 中間会計期間

自 平成25年 4月 1日

至 平成25年 9月30日

1. 金融商品の時価等に関する事項

平成25年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	3,639,870	3,639,870	-
未収委託者報酬	880,903	880,903	-
未収運用受託報酬	338,120	338,120	-
その他未収収益	832,890	832,890	-
資 産 計	5,691,785	5,691,785	-
未払費用	1,240,564	1,240,564	-
未払法人税等	791,331	791,331	-
負 債 計	2,031,895	2,031,895	-

（注）1. 金融商品の時価の算定方法

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、すべて帳簿価額により表示しております。

(セグメント情報)

第19期 中間会計期間
自 平成25年 4月 1日
至 平成25年 9月30日

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

当社の製品・サービス区分は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域に関する情報

売上高

日本	米国	その他	合計
541,063千円	921,360千円	433,938千円	1,896,362千円

(注) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

なお、委託者報酬 4,874,160千円については、制度上、顧客情報を知りえないため、含まれておりません。

(3) 主要な顧客に関する情報

相手先	売上高	関連するセグメント名
UBSグループ (*1)	1,297,030千円	投資運用

(注) 委託者報酬については、制度上顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

(*1) UBSグループは、UBS AG（本店：スイスのバーゼルおよびチューリッヒ）を中心に、世界の主要な金融センターを含む50カ国で金融サービスを提供する金融グループです。

(1株当たり情報)

第19期 中間会計期間 自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月30日	
1株当たり純資産額	174,002円18銭
1株当たり中間純利益金額	46,661円50銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載していません。	
1株当たり中間純利益の算定上の基礎	
中間損益計算書上の中間純利益	1,007,888千円
普通株式に係る中間純利益	1,007,888千円
普通株式に帰属しない金額の主要な内訳	該当事項はありません
普通株式の期中平均株式数	21,600株

独立監査人の中間監査報告書

平成26年3月20日

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 英 公一 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 湯原 尚 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているUBSグローバル好利回りCBファンド2012-08(円ヘッジ)（限定追加型）の平成25年8月13日から平成26年2月12日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、UBSグローバル好利回りCBファンド2012-08(円ヘッジ)（限定追加型）の平成26年2月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成25年8月13日から平成26年2月12日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

-
- (注) 1. 上記は、当社（本書提出会社）が、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成25年6月26日

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 上野 佐和子 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 志保 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第18期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は、当社（本書提出会社）が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

[委託会社の監査報告書（中間）へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成25年12月3日

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 上野 佐和子 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 志保 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第19期事業年度の中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社の平成25年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

-
- (注) 1. 上記は、当社（本書提出会社）が、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)